

スクールソーシャルワークの広がり

法政大学 現代福祉学部実習指導講師 内田宏明

1. 格差拡大社会の中の家庭と子ども

「特定の人だけでなく、誰もが福祉サービスが必要な時代」ということが官民ともに叫ばれ、社会福祉制度は近年大きな改革を繰り返されている。その改革の方向性は、所得能力に応じた費用負担の仕組み（応能負担）を改め、受けたサービスの質量に応じた費用負担（受益者負担、応益負担）にしていくことにある。2000年に導入された介護保険制度やこのところの高齢者医療制度改革、2006年度から施行された障害者自立支援法などはその流れに乗ったものである。これらの「改革」は、いわゆる民間活力を導入し、サービスの供給量を拡大させ、サービスを購入しやすくすれば、福祉が向上するという発想に基づいている。その中で社会福祉の分野でさえ、所得の格差の問題が軽視され、低所得の家庭の存在が見過ごされがちになってきている。

しかしながら、非正規就労者、フリーターの見過ごせないほどの増加を受けて、このところマスコミ各社でも国会でも「格差拡大社会」の議論が急激に盛んになってきている。内閣府は今年1月に「主に高齢世帯増加などによる見かけ上のもの（実質的な格差拡大は）統計データからは確認できない」との見解を発表している。一方、国立社会保障・人口問題研究所は「所得再分配調査」のデータを再集計したところ、「30代・40代の所得格差が拡大」を示す結果が出たことを今年5月に発表している。特にバブル経済崩壊後の1993年以降に格差の拡大が目立ち、所得格差の度合いを示す指標値「ジニ係数」が最大約30%上昇したという。格差拡大の要因は高齢化率の高まりの表れに過ぎないというわけではなさそうである。

30代・40代といえば、まさに「子育て世代」である。この世代の所得の格差が拡大しているということは、子どもが育つ家庭の所得格差が拡大していると見て取れる。実際、今年頭に朝日新聞は就学援助を受ける家庭が増加していることを報じている。所得状況は当然のことながら家庭のありように大きな影響を与え、さまざまな教育的・福祉的課題につながってくる。

2. 教育と福祉が重なり合う課題

『現代日本の見えない貧困』（2003、明石書店）の中で岩田美香氏は調査研究の結果、低所得と不登校が密接に関連していたことを指摘している。無論、不登校の要因はさまざま複合的な要素が絡み合っており、単純に低所得と不登校を関連付けてしまうのは現実認識を誤らせる危険がある。しかしながら、学校の教師の立場からは多くの時間を家庭で過ごす不登校の子どもの状況を知ることは難しい場合が多く、仮に不登校の背景として所得の問題があった場合でも、それを把握することは極めて困難であろう。その結

果、子どもに対する支援が遅れてしまうこともあるだろう。

私の2004年に行った不登校の子どもをもつ母親に対するインタビュー調査(1)からは、①子どもと学校との関係調整 ②親と子どもの関係調整 ③学校と親の関係調整 ④家庭と地域との関係調整 ⑤子どもの日中活動の保障 ⑥子どもの権利擁護の6つに関して要望があがっていた。子どもが学校に行かなくなることで子ども、親、学校の関係が崩れていきがちである。あるいは、子ども、親、学校の関係が崩れていくことで、子どもは学校に行きづらくなる。不登校という局面の中で、第三者が子ども・親・学校の三者の関係に介入し、調整を図ることの必要性が、各母親の体験の中から読み取れる。

また、子どもが家庭を中心とした生活の中で心の面での安定を取り戻したとしても、地域住民からの誤解などから、地域の中で子どもそして親が居場所を見出すことができない。家庭と地域との関係調整を図りつつ、子どもの日中活動の場を創出していくことも求められていた。

また、一方でクラス担任による体罰で深く子どもの心と体が傷つけられ、権利侵害を受けるような場合に、子どもの側に立った支援をなし得る存在も求められていた。これらの課題に対しては、教育領域と児童福祉領域が協働した取り組みが必要である。なかでも、地域の児童福祉機関が上記の③学校と親の関係調整 ④家庭と地域との関係調整の機能を果たしていくことは極めて重要であろう。離婚によって母子家庭となったある母親は、子どもが不登校となり、学校との関係がうまくとれず、地域からも孤立しがちになった体験をこう述べている。

「仕事をやめ、24時間子どもの様子から目が放せず、子どもが学校にさえ行ってくれば……と思いつめるようになっていきました。子どもの様子はどんどん悪くなり、だんだん家から外に出ることを嫌がるようになって、そのうち部屋からも出なくなり、食欲もなくなって、一日中眠ってばかりになってしまいました。子どもがそのような状態になり、私たちはどんどん孤立していきました。私は誰かに相談する気力がなくなり、生きることも辛くなり、死んでしまえば楽になるかしら、と思いつめるようになりました。それでも何とか外に出る努力をして、毎日車で15分ほどの所にある公園へ出かけたり、図書館へ行って本を借りたりしていました。それ以外には食べること、眠ることしか子どもはできませんでした。私はだんだんそのような子どもが疎ましくなり、心から子どもを愛しむことが出来ない状態でした」「親と子の間に立ったり、学校内でのトラブルに対して、学校ではなく、家庭でもない立場で問題に対処する人材があれば、子どもも親も先生方も unnecessary 対立を避けることができると思います。また不登校などの状況になった場合、子どもは強い自己否定の気持ちにさらされますが、そのために本来の成長を阻害される様子が見られま

す。そんな事態を避けるためにも第三者の存在が必要です」

この母親は、子どもが不登校になってから目が放せない状態になって、仕事を辞めざるを得なくなり、経済的に大変に厳しい状況に追い込まれ、児童扶養手当でなんとかしのいでいたという。地域の児童福祉機関がこのような家庭の危機的状況をキャッチし、学校と連携しつつ支援を展開する必要性は今日ますます高まってきている。

3. 児童福祉法改定とスクールソーシャルワークへの期待

2005年4月より改正児童福祉法が施行された。この改正により、市町村を児童相談に関する一義的機関として位置づけ、児童相談所の役割を市町村のバックアップおよびより困難な事例への対応に重点化した。これにより、子どもの福祉・相談に関することについて、要保護児童も含めて、住民の生活圏に近い市町村が対応すべきことが明確になった。公立の小中学校に関しては市町村立が多いことを考え合わせると、児童福祉の相談窓口と学校が連携を取りやすい環境整備が進んだと言える。東京都では各市区町村に「子ども家庭支援センター」という独自の機関を設置し、急速に基礎自治体と東京都の児童相談所との役割分担とネットワークが取られるようになってきている。また兵庫県川西市の「子どもの人権オンブズパーソン制度」など、いくつかの自治体では独自の相談・救済の仕組みが作られている。

こうした改正の中、学齢期の子どもの相談援助に当たっては市町村の窓口と学校現場との連携の必要性がますます高まってきているといえる。その一つの方法として、学校へ福祉専門職であるスクールソーシャルワーカー（以下SSWer）を配置するなど、スクールソーシャルワーク（以下SSW）を実践する試みが徐々に広がりを見せつつある。

アメリカに起源を有するスクールソーシャルワークは、山下英三郎氏によって初めて日本において実践されたと言われている。ユタ大学ソーシャルワーク修士課程でSSWを学んだ山下氏は、帰国後に埼玉県所沢市教育委員会の教育相談員として実際にSSWの理念に基づいた活動を1986年から1998年までの12年間展開された。この取り組みを通して山下氏は、SSWを「学校で福祉の視点に立ったサービスを提供しようとする」「旧来の方法論とは異なる新しいパラダイムに基づいたサポート・システム」(2)と位置づけている。

山下氏の論において大きな特徴は、「子どもは一人の人格として尊重され、SSWerは彼らのパートナーとして共同して問題解決に望むという姿勢を保持する」という視点を強調している点に見られる。SSWerは子どもの「パートナー」であるという表現を用い、このことを説明している。SSWerは「問題の肩代わりをするという関与」でな

く、子ども自身の「自己の可能性に対する信頼回復の条件作り」に参加する姿勢をとる。援助の方法論とするのは、エコロジカルアプローチであり、生活モデルである。「当事者だけが一方的に治療されたり、矯正されるというアプローチをされることなく、子どもの周囲の家庭や学校、地域社会も変革の対象として想定される」と主張され、「調整や仲介、連携といった機能」を重視している。また、山下氏は不登校の子どもに対するSSWの目的に関して、再登校には限定せず、子どもの最善の利益を探る援助を求め、フリースペースの立ち上げなど地域資源の開発や草の根の市民に対する呼びかけも行っている。1900年代当初にアメリカにおいてSSW活動を創始したのがセツルメントという市民活動だったことを考えると、山下氏が草創したわが国初めてのSSWの実践方法論もアメリカをなぞるような市民活動をベースとした展開であったといえる。

4. スクールソーシャルワークの広がり

SSWを実践する試みは、徐々にではあるが日本各地において近年広がりを見せてきている。2000年度からは関西福祉大学と赤穂市教育委員会がSSWの名称を用いたモデル事業を開始した。2001年には香川県、2005年には大阪府と都道府県レベルにおいても導入が試み始められた。市町村レベルでも2006年度から愛知県豊田市などにおいて取り組みが開始されている。また、学校単位では2002年度より千葉大学付属小学校にSSWerが配置された他、配置を始めた私立学校もある。このように自治体や学校の取り組みが広がる中、文部科学省の学校における児童虐待防止に向けた取り組みに関する調査研究会議が2006年5月にまとめた報告書「学校等における児童虐待防止に向けた取り組みについて」においても、SSWerの活用についての検討がなされている。

そして、SSWは多くの市民団体の子ども支援活動の実践理論として根づいてきている。日本スクールソーシャルワーク協会の調べによると、北海道から沖縄まで全国で19の団体がSSW理論に基づき研究・学習、実践を展開しているとされている。日本における制度・施策はともするとトップダウンで上から導入され、官庁主催の研修等で告知・普及されるというパターンが多かったようである。SSWは、草の根の市民レベルの活動、当事者の活動の積み上げの基に、その実を形成していくことが強く求められるであろう。

参考文献

- (1)：内田宏明「長野県におけるスクールソーシャルワーク導入の検討」『長野大学紀要』第26巻3号、2004、pp.1-19
- (2)：山下英三郎『スクールソーシャルワーク-学校における新たな子ども支援システム-』学苑社、2003、p60